

## 歯科口腔保健の推進に関する法律の基本的事項へのご意見について

団体・学会名 一般社団法人 日本小児歯科学会

### 1. 10年後を見据えた目指す姿について

- ・現状は地域間、生活環境、所得、意識等の格差があり、国民の歯科口腔保健の水準にはかなりの差があるので、今回の法律の制定により全ての国民が歯と口腔の健康を享受できるような社会を目指す。
- ・日歯が掲げる「生きる力」を支え、生甲斐を与える生活者の医療とは80歳で20本の歯が残り、何でも美味しく食べることができる人が50%以上いる健康長寿社会を目指す。
- ・歯科医師の役割が、う蝕や歯周病の治療主体から、う蝕や歯周病の予防や口腔ケアを中心とした健康づくりへシフトすることを目指す。
- ・妊産婦から高齢者まで、各ライフステージにおいて、健康な歯と歯肉の維持が可能な健康診断や健康相談がいつでもどこでも受けられる体制を目指す。
- ・特に、健康作りの基盤となる小児期においては、健全な歯列咬合や顎関節、口腔機能の育成などについて、十分な支援体制が整備されていることを目指す。

### 2. 目的について

- ・歯と口の健康を維持増進していくことは、全身そして心の健康に大きく寄与していることが明らかである。生きる喜びとして、生涯現役で社会と関わりを持ち、健康で元気な毎日を過ごし、おいしく食べることができるために、歯と口の健康を国民に提供することを目的とする。
- ・特に、歯と口は、国民が自分自身で観察することができることから、健康を自ら守る意識や能力を育むことを目的とする。
- ・小児期から思春期にかけては、生涯にわたって健康を維持する力を育む上で、重要な時期であることから、すべての子どもたちがその意識を持てるようにすることを目的とする。

### 3. 基本的な方向性について

- ・現在ある国の歯科保健計画は、健康日本21計画の「歯の健康」と考えられるが、今回の法律制定を契機に「日本における歯科口腔保健の推進計画」(案)の作成が望まれる。
- ・新たな作成が困難であれば、健康日本21計画の「歯の健康」を改定充実させ、法律を具体的に実践できるような計画にする。
- ・その作成には、厚労省、大学、歯科医師会、関係団体組織、有識者の叡智を

結集する。

- ・ 国の推進計画に準じて、各都道府県および市町の歯科保健条例ならびに歯科保健推進計画を作成する。
- ・ 計画の推進により、歯と口腔の疾患を予防していく歯科保健の重要性を浸透定着させていくことにより、歯と口腔の健康が全身の健康にも大きく関与していることを国民の共通認識として啓発していく。
- ・ 小児期においては、「すこやか親子 21」との連携もすすめる。

#### 4.目標について

各ライフステージ毎に下記のように目標値を設定する。

- ・ 妊産婦期の歯科検診の受診率を 80%以上にする。
- ・ 妊産婦期の歯科保健の正しい知識を有する者の割合を 100%にする。
- ・ 1歳6か月児の一人平均う蝕数を 0 本にする。
- ・ 3歳児の一人平均う蝕数を 0.5 本以下にする。
- ・ 乳幼児のフッ化物を利用したう蝕予防の実施児を 100%にする。
- ・ 12歳児の一人平均う蝕数を 1.0 本以下にする。
- ・ 14歳児の歯肉炎有病者率を 10%以下にする。
- ・ 児童生徒のフッ化物を利用したう蝕予防の実施児を 90%にする。
- ・ 成人期の歯科検診の受診率を 50%以上にする。
- ・ 50歳で歯周病にかかっている人の割合を 30%以下にする。
- ・ かかりつけ歯科医師を持っている者の割合を 90%以上にする。
- ・ 障害児者がかかりつけ歯科医を持つ割合を 100%にし、歯科検診を定期的に受けているものの割合も 90%以上とする
- ・ 要介護者の口腔ケアを 100%実施する。
- ・ 60代の残存歯数を 28 本にする。
- ・ 70代の残存歯数を 25 本以上にする。
- ・ 80代以降の残存歯数を 20 本以上にする。

#### 5. 自治体の計画策定や調査・連携等

- ・ 現在すでに 22 県で歯と口腔の保健条例が制定されているが、国の法律を各自自治体の事情に応じた対策を実施できるように、まだ条例制定のない各都道府県に対して歯科保健条例の制定を働きかける。
- ・ その中で、生涯にわたる口腔保健の基盤づくりとなる、小児期の口腔保健の位置づけが明確になるようにする。
- ・ 各県で条例が制定されても、現実的には市町レベルでは地理的、風土、社会

構造等の要因を含めて、その対応に差があり、各市町の実情にあった歯科保健条例制定が望まれる。

- 自治体のより効率的な歯科保健条例や歯科保健推進計画作成のために、行政、地域の大学、歯科医師会、および住民の代表が参加する定期的な協議会を設置し、必要な情報やノウハウを提供したり共有できるシステムを確立する。

## 6. その他

- 今後、全国的に歯科口腔保健を推進していくため、厚労省における歯科医師・歯科衛生士の増員、各都道府県における歯科医師の配置、さらには全ての保健所に歯科医師および行政区ごとに歯科衛生士を配置していく必要がある。
- 子どもの心身の健康は、国にとっても地域社会においても、大きな財産であることを歯科的な見地からもアピールし、少子化社会における子育て支援に、歯科保健も大きな役割を担っていることを明確にする。